

産業財産に関する知的財産法の細則
及び施行ガイドラインの政令 103 号

2006 年 10 月 21 日施行
(2006 年 9 月 22 日国会採択)

産業財産に関する知的財産法の詳細規定及び施行ガイドラインの
政令

政府は、

2001 年 12 月 25 日付政府組織法に基づき、
2005 年 6 月 14 日付民法に基づき、
2005 年 11 月 29 日付知的財産法に基づき、
科学技術省大臣の提案を考慮し、

下記のとおり、制定する

第 1 章

総則

第 1 条 適用範囲

本政令は、産業財産権の確立、主体、内容、制限、産業財産権の譲渡、産業財産代理業務、及び産業財産活動の促進措置に関する知的財産法の細則及び施行ガイドラインを与えるものである。

第 2 条 適用対象

1. 個人、法人及びその他の民事法律の主体（以下、これらをまとめて、「組織及び個人」という）。
2. ベトナムがメンバーである国際条約に基づくベトナム産業財産権保護の要件に該当する外国の組織及び個人。
本項に規定する国際条約は、下記を含む。
 - a) 1883 年に採択され、1967 年に改正された工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ条約」という）。
 - b) 2000 年に結ばれたベトナム・アメリカ合衆国通商協定。
 - c) 1999 年にベトナムとスイスとの間に結ばれた知的財産権保護及び知的財産協力に関する協定。
 - d) ベトナムの正式な世界貿易機関（WTO）加盟日以降における 1994 年に採択された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）。
 - d) ベトナムがメンバーである産業財産権保護に関するその他の国際条約。

第 3 条 産業財産に関する国家管理の責任

1. 科学技術省は、産業財産に関する国家管理において、下記の責任を負う。
 - a) 産業財産権保護の戦略及び政策の制定及び実施を行う。
 - b) 産業財産に関する法律文書を公布し、それらを権限のある機関に提出する。

- c) 産業財産に関する国家管理機能の実施機関体制を組織する。
- d) 産業財産に関する専門的かつ実務的な業務の指導及び訓練を行う。
- d) 産業財産権の確立を実施し、産業財産権の譲渡契約を登録し、産業財産権の保護証書に関するその他の手続を行う。
- e) 知的財産法の第 147 条に規定する発明の強制的使用権譲渡の権限を実施する。
- g) 産業財産に関し、組織、個人、国家、及び社会の適法な権利及び利益を保護する措置の実施について、指導又は調整を行う。
- h) 産業財産鑑定事業を管理する。産業財産鑑定人の身分証明書を発行する。
- i) 産業財産に関する法律の執行を検査し、監査する。産業財産に関する審判請求を解決し、法律違反を告発し、処理する。
- k) 産業財産に関する情報や統計に関する業務を行う。
- l) 産業財産に関する知識、政策、及び法律を教育し、宣伝し、及び啓蒙する。
- m) 教育訓練省及び司法省と協調し、教育プログラムを構築し、産業財産に関する知識を教育し、法律の啓蒙活動を行う。
- n) 産業財産の代理事業を管理する。産業財産代理業務の開業資格認定証を発給する。
- o) 産業財産に関する国際協力を行う。産業財産に関するベトナムと他の国との紛争の処理を提言する。

国家知的財産庁は、科学技術省に属する機関であり、科学技術省大臣は産業財産に関する国家管理機能の実施を支援する責任を負う。科学技術省大臣は、国家知的財産庁の機能、任務及び権限を具体的に規定する。

2. 中央直轄省・都市の人民委員会は、各地方において、産業財産に関する国家管理について下記の責任を負う。
 - a) 産業財産に関する政策及び法律の実施を組織する。
 - b) 産業財産に関する地方の規定の制定、公布及び実施を行う。
 - c) 地方で産業財産管理体制を組織し、その体制の効率化対策を講じる。
 - d) 産業財産に関する知識、政策、及び法律の宣伝並びに啓蒙活動を行う。
 - d) 産業財産に関する手続実施について、各組織及び個人にガイダンスを提供し、支援する。
 - e) 産業財産権保護及び産業財産に関する法律違反処理について、関連機関と協力する。
 - g) 産業財産に関する法律の執行を検査し、監査する。地方における産業財産に関する審判請求及び告発を解決する。
 - h) 地方に属する地理的表示を管理する。
 - i) 地方における産業財産の国際協力を行う。

科学技術局は、中央直轄省・都市の人民委員会の属する機関であり、地方における人民委員会による産業財産の国家管理機能の実施を支援する責任を負う。中央直轄省・都市の人民委員会は、科学技術局の機能、任務及び権限を具体的に規定する。

3. 各省庁、省庁相当機関、及び政府直轄機関は、産業財産に関する法律の実施の組織及び指導、並びに所管の産業財産対象の管理を行う責任を負う。

第4条 期間の計算方法

産業財産活動における期間計算方法は、民法の第一部の第 8 章に規定する期間の規定に従って行われる。

第5条 産業財産料金、手数料

財政省は、科学技術省と協調し、産業財産に関する料金及び手数料の徴収、納付、管理、及び使用の制度の実施を規定し、指導する。

第2章

産業財産権の確立

第6条 産業財産権の確立の基礎、手続

1. 発明、回路配置、工業意匠、商標、及び地理的表示に対する産業財産権は、知的財産法の第7章、第8章及び第9章に規定する知的財産対象の登録申請者への産業財産に関する国家管理機関による保護証書の発行決定を基礎として確立される。マドリッド協定及びマドリッド議定書に属する国際登録商標の産業財産権は、その国際登録に関する国家管理機関による認証を基礎として確立される。
2. 周知商標の産業財産権は、知的財産法の第75条の規定に従い、登録手続なしに、その商標の広範囲での周知及び実際の使用を基礎として確立される。
3. 商号の産業財産権は、登録手続なしに、地域（領域）及び経営分野に従い、商号の適法な実使用を基礎として確立される。
4. 営業秘密の産業財産権は、登録手続なしに、営業秘密を構成する情報の入手、創出、又は入手、及び当該情報の秘密性の維持のための財政的かつ知的な投資又はその他の適法な手段を基礎として、確立される。
5. 科学技術省は、知的財産法の第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、及び第107条に規定する産業財産登録申請書の様式及び内容について詳細に規定し、申請書の処理の手順及び手続のガイドラインを提供し、産業財産に関する国家登録簿及び保護証書の様式を発行し、産業財産公報の様式及び内容を規定する。

第7条 国際条約の産業財産登録権利

1. 本政令の第2条に規定するベトナムの産業財産権保護の要件に該当する外国の組織及び個人は、国際出願申請手続についての条約、又はこれに関連する条約に基づき、ベトナムでの産業財産の登録申請書を提出することができる。

本項に規定する国際条約は、下記を含む。

- a) 1970年に採択され、1984年に改正された特許協力条約（以下「PCT条約」という）。
 - b) 1891年に採択され、1979年に改正された標章の国際登録に関するマドリッド協定（以下「マドリッド協定」という）及び1989年のマドリッド協定に関する議定書（以下「マドリッド議定書」という）。
 - c) ある条約がベトナムに対する効力を有する時点以降、ベトナムがメンバーである国際出願申請手続についての、又はこれに関連する条約。
2. ベトナムの組織及び個人は、国際条約に規定がある限り、ベトナムで自分の権利を保護することを要請するために、産業財産に関する国際出願を申請することができる。

第8条 外国の地理的表示の登録権利

原産国の法律に基づいて地理的表示を保有する外国の個人及び組織は、その地理的表示をベトナムで登録する権利を有する。

第9条 国家の発明、工業意匠、及び回路配置の登録権利

1. 国家が全ての資金、物的技術的手段を投資することにより形成される発明、工業意匠、又は回路配置の場合は、その発明、工業意匠、又は回路配置の登録権利は、国家に属する。国家から投資主としての機能を受託した国家の組織又は機関は、国家を代表して上述の登録権利を実施する責任を負う。
2. 国家が資本（資金、物的技術的手段）を提供することにより形成される発明、工業意匠、又は回路配置の場合は、資本提供割合に相当する発明、工業意匠、又は回路配置の登録権利の一部は、国家に属する。国家の投資資本所有者である国家組織又は機関は、国家を代表して上述の登録権利を実施する責任を負う。
3. 国家の組織又は機関とその他の組織又は個人との間の研究開発の協力により形成される発明、工業意匠、又は回路配置の場合は、研究開発の協力合意書に別途の規定がない限り、国家の組織又は機関の提供割合に相当する発明、工業意匠、又は回路配置の登録権利の一部は、国家に属する。研究開発に参加する国家の組織又は機関は、国家を代表して上述の登録権利を実施する責任を負う。
4. 本条の第 1 項、第 2 項、及び第 3 項に規定する発明、工業意匠、又は回路配置の登録権利を実施する国家の組織又は機関は、国家を代表して、保護証書の署名者として、それらの対象に対する産業財産権管理を行い、国家の発明、工業意匠、又は回路配置の登録権利の部分をその他の組織又は個人に譲渡する権利を有する。ただし、譲り受ける組織又は個人は、その発明、工業意匠、又は回路配置の商業的潜在性にかんがみ、これに相当する金額を国家に支払い、又はその他の合理的な商業的条件を満たさなければならない。

第10条 発明、工業意匠、又は商標の登録申請書の優先権

知的財産法の第 91 条に規定する発明、工業意匠、又は商標の登録申請書の優先権は、下記の通り、適用される。

1. パリ条約上の優先権主張を希望する場合、発明、工業意匠、又は商標の申請者が下記の各要件に該当すれば、優先権主張が認められる。
 - a) 申請者がベトナム国民もしくはパリ条約の加盟国の国民であり、又はベトナムもしくはその条約の加盟国に居住し、又は生産もしくは経営の拠点を持つ。
 - b) 最初の登録申請書が、ベトナム又はパリ条約の加盟国で出願され、その登録申請書に、発明、工業意匠、又は商標の登録申請書の優先権主張の要請に相当する事項が含まれている。
 - c) 登録申請書が、最初の出願日から、工業意匠の登録申請書又は商標の登録申請書の場合は 6 ヶ月、発明の登録申請書の場合は 12 ヶ月以内に出願される。
 - d) 発明、工業意匠、又は商標の登録申請書では、申請者が優先権主張要請を明記し、外国で出願された場合は、本項の b に規定する最初に登録申請書を受理した機関の認証を受けた登録申請書の謄本を提出する。
 - d) 優先権主張要請の手数料を全納する。
2. 発明、工業意匠、又は商標の申請者がその他の国際条約上の優先権主張を希望する場合、その条約に規定する優先権の各要件に該当すれば、優先権主張が認められる。

第11条 発明の国際出願申請書

1. 本条では、「PCT 申請書」とは、PCT 条約に基づいて出願した申請書であり、下記のものを含む。
 - a) ベトナムを含め、PCT 条約の加盟国のいずれかで出願され、ベトナムでの保護を要請する申請書（以下「ベトナムを指定又は選択する PCT 申請書」という）。

- b) ベトナムで出願され、ベトナムを含む PCT 条約の加盟国のいずれかでの保護を要請する申請書（以下「ベトナムが受理する PCT 申請書」という）。
- 2. 産業財産に関する国家管理機関は、下記の各要件が満たされる場合、ベトナムを指定又は選択する PCT 申請書を考慮する。
 - a) 申請者は、PCT 条約の規定に従い、国際出願申請書の出願日又は優先日（もし申請書に優先権主張の要請があれば）から起算して 31 ヶ月以内に、ベトナムの産業財産に関する国家管理機関で、発明登録の手続を行う。
 - b) 法律の規定に従い、産業財産に関する料金及び手数料を全納する。
- 3. ベトナムが受理する PCT 申請書は、英語又はロシア語で作成され、PCT 条約に規定する様式及び内容に関する要件を満たしていなければならない。申請者は、産業財産に関する国家管理機関又は世界知的所有権機関（WIPO）の国際事務局に出願することができる。
- 4. 科学技術省は、ベトナムを指定又は選択する他国からの PCT 申請書、ベトナムが受理する PCT 申請書の様式、内容、処理手順、及び手続について、具体的に規定する。

第12条 商標の国際出願申請書

- 1. 本条では、「マドリッド申請書」とは、マドリッド協定又はマドリッド議定書に基づいて出願される商標の国際登録申請書であり、下記のものを含む。
 - a) マドリッド協定又はマドリッド議定書のその他の加盟国が受理し、ベトナムでの保護を要請する申請書（以下「ベトナムを指定するマドリッド申請書」という）。
 - b) ベトナムで出願され、マドリッド協定又はマドリッド議定書のその他の加盟国での保護を要請する申請書（以下「ベトナムが受理するマドリッド申請書」という）。
- 2. 世界知的所有権機関（WIPO）の国際事務局により公開された後に、ベトナムを指定するマドリッド申請書は、国内様式で出願された商標登録申請書の場合と同じように、内容を審査される。

保護を認可された商標については、産業財産に関する国家管理機関は、国際登録商標の保護認可決定を発出し、産業財産公報で公表する。所有者の要請がある場合には、産業財産に関する国家管理機関は、ベトナムでの保護を認可する国際登録商標証明書を発行する。

- 3. ベトナムの組織又は個人は、下記の規定に従い、マドリッド協定又はマドリッド議定書に基づく国際登録権利を実施することができる。
 - a) ベトナムで保護証書を発行されたことを条件として、マドリッド協定又はマドリッド議定書の加盟国での保護を要請する場合、マドリッド協定に基づいて出願する。
 - b) ベトナムで商標登録申請書を出願したことを条件として、マドリッド協定の加盟国でないマドリッド議定書加盟国での保護を要請する場合、マドリッド議定書に基づいて出願する。
- 4. ベトナムが受理するマドリッド申請書については、産業財産に関する国家管理機関が申請書受理機関である。
- 5. 科学技術省は、マドリッド申請書の様式、内容、処理手順、及び手続を具体的に規定する。

第13条 保護の相互承認に関する国際条約を基礎に、産業財産権を確立する

- 1. ベトナムが加盟国である産業財産に関する国際条約に、各加盟国の組織及び個人の産業財産権の承認及び保護に関する規定がある場合、その他の加盟国の組織及び個人の産業財産権は、ベトナムで承認され、保護される。

産業財産権は、知的財産法に規定する登録手続を経ることなく、国際条約の規定に基づく範囲及び期間で保護される。

2. 科学技術省は、国際条約に基づきベトナムで承認され、保護される産業財産に関する必要な情報の全てを公表する。

第14条 産業財産権登録に関する審判請求及びその解決

1. 産業財産に関する国家管理機関により発行された産業財産権登録申請書処理に関する決定又は通知に直接的に関連する権利及び利益を有する申請者、組織及び個人の全ては、知的財産法及び関連法律の規定に従い、産業財産に関する国家管理機関に審判を請求し、又は裁判所に訴えを提起することができる。審判請求の解決期間は本条第5項による。
2. 産業財産に関し、直接的に決定及び通知を発出した機関による審判請求（第一回審判請求）の解決期間満了時において、審判請求が解決されず、又は請求人がその機関の解決決定に賛成しないときは、請求人又はその決定に直接的に関連する権利及び利益を有する者は、科学技術省大臣にさらに審判を請求し（第二回審判請求）、又は裁判所に訴えを提起することができる。本条の第5項に規定する第二回審判請求の解決期間が満了した場合、又は科学技術省大臣の決定に賛成しない場合、請求人又はその決定に直接的に関連する権利及び利益を有する者は、裁判所に訴えを提起することができる。
3. 請求内容は、書面で提示し、以下の事項を明記しなければならない。請求人の氏名及び住所；審判の請求された通知又は決定の番号、署名日付、及び内容；請求内容、請求理由、及び請求を基礎づける証拠；関連する通知又は決定の変更又は廃止の請求。
4. 審判請求の権利は、下記の期間内に行使されなければならない。ただし、客観的な障害により請求人が審判請求の権利を行使することができなかつた期間を除く。
 - a) 第一回審判請求の期間は、請求の権利保有者が産業財産権登録申請書処理に関する通知又は決定を受け取り、又はこれを知った日から90日間である。
 - b) 第二回審判請求の期間は、本条の第5項に規定する第一回審判請求の解決期限満了日までに解決しない場合には、当該期限の満了日から30日間、又は請求権利保有者が第一回審判請求の解決決定を受領し、もしくはこれを知った日から30日間である。
5. 審判請求解決の権限を有する機関は、保護証書の発行、補正、終了、廃止、及び更新に関する審判請求を受け取った時から10日間以内に、審判請求の受理通知、又は拒絶理由明記を伴う受理拒絶通知を発する。

審判請求の解決期間は、審判請求に関する法律の規定に従う。

審判請求書類の補正及び追加の期間は、審判請求の解決期間に算入しないものとする。
6. 審判請求解決の手順及び手続は、審判請求に関する法律の規定に従う。

第3章

産業財産権の主体、内容及び制限

第15条 産業財産権の主体

1. 産業財産権の主体は、知的財産法の第121条に規定する産業財産対象を所有する組織及び個人、又は知的財産法の第122条に規定する発明、工業意匠、又は回路配置の財産権を所有者により譲渡される組織及び個人を含む。
2. 知的財産法の第86条の第3項、第87条の第5項、及び第90条の第2項の規定に従い、発明、工業意匠、回路配置、又は商標の保護証書が多くの組織又は個人に共同で発行さ

れた場合、産業財産権は、それらの組織又は個人の共同所有に属する。各共同所有者は、民法の規定に従い所有権を行使する。

第16条 産業財産権の範囲

1. 発明、工業意匠、回路配置、商標、又は地理的表示に対する産業財産権の範囲は、保護証書に記述される保護範囲に従い判定される。
2. 商号の権利範囲は、商号、営業分野、及びその商号が商号所有主体により適法に使用される営業地域を含む当該商号の保護範囲に基づいて決定される。営業組織又は商業的手続に携わる個人の名称登録は、その名前の使用とみなされず、その名称の使用が適法であるとみなされるための条件の一つにすぎない。
3. 営業秘密の権利範囲は、当該営業秘密の保護範囲に従い判定され、正確な順序で整理されかつ利用に十分な営業秘密を構成する情報の集合が含まれる。
4. 産業財産権の主体は、知的財産法の第 132 条、第 133 条、第 134 条、第 135 条、第 136 条、及び第 137 条に規定する保護範囲及び条件の下において権利を享受し、義務を履行する。

第17条 事前確立の権利の尊重

1. 産業財産権は、事前に確立された他の組織又は個人の知的財産権に抵触する場合に、効力を破棄され、又は使用を禁止される可能性がある。
2. 投資計画省は、科学技術省と協調し、事前に保護された商標、商号、又は地理的表示に対する権利を侵害しないように、商業登録手続における企業名選定の指導を行う。

第18条 発明、工業意匠、及び回路配置の創作者の権利

1. 知的財産法の第 122 条の第 2 項に規定する創作者の人格権は、無期限に保護される。
2. 知的財産法の第 122 条の第 3 項に規定する創作者の報酬を受ける権利は、発明、工業意匠、及び回路配置の保護期間中に保護される。
3. 所有者と創作者との間に別途の合意がない限り、報酬の支払は、所有者が発明、工業意匠、又は回路配置の使用権譲渡による支払金額又は利益を受領した時から、30 日間以内に行われなければならない。発明、工業意匠、又は回路配置が連続的に使用される場合には、支払は、前の支払が終わった時から 6 ヶ月以内になされなければならない。
4. 財政省は、科学技術省と協調し、発明、工業意匠、又は回路配置の使用による収益金の判定方法の規定を制定し、ガイドラインを与える。

第19条 地理的表示に対する国家の所有権の実施

1. 知的財産法の第 121 条の第 4 項に規定する地理的表示管理権限を有する機関及び組織は、下記のものを含む。
 - a) 地理的表示が一つの地方に属する場合において、地理的表示に該当する地理区域に所在する中央直轄省・都市の人民委員会。
 - b) 地理的表示が複数の地方に属する場合において、地理的表示に該当する地理区域に所在する他の中央直轄省・都市の人民委員会の委任代表である中央直轄省・都市の人民委員会。
 - c) 当該機関又は組織が知的財産法の第 121 条の第 4 項に基づき地理的表示の使用権を付与される各組織及び個人の全ての利益を代表することを条件として、中央直轄省・都市の人民委員会により、地理的表示の管理権限を付与される機関又は組織。
2. 地理的表示の管理組織は、知的財産法の第 123 条の第 2 項及び第 198 条に規定する地理的表示の所有者の権利を行使することを認められる。

3. 農業農村開発省、水産省、及び工業省は、中央直轄省・都市の人民委員会と協調し、各省庁、業界、又は地方の所管範囲に属する地理的表示を有する特産物の種類、産品の特性、特産物の生産工程を判定する。
4. 中央直轄省・都市の人民委員会は、地方の特産物に使用する地理的表示について、登録を実施し、管理を行う。

第20条 試験データの秘密保持

保健省及び農業農村開発省は、科学技術省と協調し、知的財産法の第 128 条に規定する製品の流通登録手続における試験データの秘密保持のガイドラインを提供する。

第21条 産業財産対象の使用

1. 知的財産法の第 124 条の第 1 項の d、第 2 項の b、第 5 項の b、及び第 7 項の b に規定する製品の流通行為は、販売、販売用の展示、又は製品運送行為を含む。
2. 知的財産法の第 125 条の第 2 項の b に規定する外国市場を含む市場で適法に販売される製品とは、所有者、強制決定による使用権を含む使用権の譲受人、又は産業財産対象の先使用権者が国内又は国外の市場に出した製品である。

第22条 国家としての発明使用

1. 公共利益及び非営利目的、又は国防、安全、病気予防、治療、栄養、又は知的財産法の第 133 条の第 1 項に規定するその他緊急な社会的需要に対応するための国家としての発明の使用は、各省庁、省庁相当機関、又はその他の組織又は個人により、知的財産法の第 145 条の第 1 項の a 及び第 147 条の第 1 項の第 2 段落に規定する発明使用権の強制譲渡決定の公布に基づき実施される。
2. 国家としての発明使用の場合における発明使用権強制譲渡決定の公布手続は、業界管理の各省庁の規定に従い実施される。

第23条 発明使用の義務

1. 人民のための国防、安全、病気予防、治療、栄養、又はその他の緊急な社会的需要があるにもかかわらず、発明の特許所有者が知的財産法の第 136 条の第 1 項及び第 142 条の第 5 項の規定に従い、それらの需要に対応するために保護製品の生産又は保護方法の適用義務を履行しない場合、科学技術省は、知的財産法の第 145 条の第 1 項の b 及び第 147 条の第 1 項の第 1 段落に規定する発明使用権強制譲渡決定の公布に基づき、他の組織又は個人に対し、発明の使用を認めることができる。
2. 人民のための国防、安全、病気予防、治療、栄養、又はその他の緊急な社会的需要が輸入製品又は契約上の発明使用権の譲受人により生産される製品で満足される場合には、発明の特許所有者は、本条の第 1 項に規定する保護製品の生産又は保護方法の適用義務を実施しない。

第 4 章

産業財産権の譲渡

第24条 強制決定により譲り受けた発明の使用権に対する補償金

1. 知的財産法の第 146 条の第 1 項の d に規定する強制決定により譲り受けた発明の使用権に対する補償金は、下記の要素の考慮の上、譲渡される使用権の経済的価値に従い、判定される。
 - a) 契約上の発明使用権譲渡の価額

- b) 国家予算からの助成金（もしあれば）を考慮した発明を創作するための投資費用
 - c) 発明使用による利潤
 - d) 保護証書の残存権利期間
 - d) 発明使用権の譲渡の必要性
 - e) 譲受使用権の経済的価値を直接的に決定するその他の要素
2. 賠償金は、本条の第 1 項に規定する原則を確保することを条件として、発明による生産製品の販売の正味価格の 5%を超えてはならない。
 3. 発明使用権強制譲渡決定の権限を有する機関は、本条の第 1 項に規定する賠償金を判定するために、価格判定審議会を設立し、又は鑑定を依頼することができる。

第25条 強制決定による発明使用権譲渡書類及び手続

1. 科学技術省は、本条の第 2 項に定める場合を除き、知的財産法の第 147 条の第 1 項に規定する発明使用権譲渡の申請書類の様式及び内容を具体的に規定するとともに、発明使用権の譲渡申請についての受理及び処理手続の規定及び実施を行う。
2. 保健省及び農業農村開発省は、科学技術省と協調し、発明使用権の強制譲渡の手続の施行のガイドラインを提供し、その実施を行い、国家としての発明の使用、人民のための確実な健康管理及び栄養摂取への対応を図る。

第26条 産業財産権の譲渡契約の登録書類及び手続

1. 科学技術省は、知的財産法の第 149 条に規定する産業財産権譲渡契約の登録書類の様式及び内容を具体的に規定する。
2. 科学技術省は、産業財産権譲渡契約の登録書類の受理及び処理の手続を規定する。

第 5 章

産業財産の代表

第27条 産業財産に関する法律教育プログラム

1. 科学技術省は、教育訓練省及び司法省と協調し、知的財産法の第 155 条の第 3 項に規定する産業財産に関する法律教育プログラムを具体的に規定する。
2. 個人は、下記の場合において、知的財産法の第 155 条の第 2 項の d に規定する産業財産に関する法律研修コースを卒業したものとみなされる。
 - a) 産業財産をテーマにした大学又は大学院卒業論文の著作者である場合
 - b) 科学技術省が承認した産業財産に関する研修コースの卒業した場合

第28条 産業財産の代理業務の検査

1. 産業財産の代理業務の検査は、産業財産権の確立及び保護に関する具体的な諸問題の解決のために産業財産に関する法律を適用する能力を評価することを目的とする。
2. 産業財産の代理業務の検査内容は、産業財産対象の保護に関する事務処理における産業財産に関する法律を適用する技能を含む。
3. 科学技術省は、産業財産の代理業務に関するガイドラインの提供及び業務の検査を行う。

第29条 産業財産代理業務の開業資格認定証の発行及び剥奪

1. 産業財産代理業務の開業資格認定証は、知的財産法の第 155 条の第 2 項に規定する要件に該当する個人の求めにより、その個人が法律の規定上の料金及び手数料を納付した後に発行される。
2. 産業財産代理業務の開業資格認定証は、下記の場合において剥奪される。
 - a) 産業財産代理業務の開業資格認定証を発行される者が、産業財産代理事業を辞める場合。
 - b) 産業財産代理業務の開業資格認定証を発行される者が、知的財産法の第 155 条の第 2 項に規定する要件に該当しない場合。
 - c) 産業財産代理業務の開業資格認定証を発行される者が、知的財産法の第 152 条の第 3 項及び第 153 条の規定に関し、重大な違反をした場合。
 - d) 産業財産代理業務の開業資格認定証を発行される者が、産業財産代理の開業中に、重大な過失を犯し、国家及び社会の利益を損じた場合。
- d) 産業財産代理業務の開業資格認定証を発行される者は、知的財産法の第 151 条の第 1 項に規定する産業財産代理業務の範囲外の諸活動を行うために、産業財産代理としての名義を悪用した場合。
3. 科学技術省は、産業財産代理業務の開業資格認定証の発行及び剥奪を行う。
4. 知的財産法の第 154 条に規定する各要件を満たす組織は、産業財産代理に関する国家登録簿に、産業財産代理業務経営組織として記録され、その組織が規定の料金及び手数料を納付した後に、その組織の要請に応じて産業財産公報に公表される。
5. 産業財産代理業務の組織は、下記の場合において、産業財産代理に関する国家登録簿から名前を削除され、その削除に関して産業財産公報に公表される。
 - a) 産業財産代理業務の組織が、産業財産代理業務の経営をやめる場合。
 - b) 産業財産代理業務の組織が、知的財産法の第 154 条に規定する各要件に該当しなくなる場合。
 - c) 産業財産代理業務の組織が、知的財産法の第 152 条の第 3 項及び第 153 条の規定に関し、重大な違反をした場合。
 - d) 産業財産代理業務の組織が、産業財産代理業務の実施中に、重大な過失を犯し、国家及び社会の利益を損じた場合。
 - d) 産業財産代理業務の組織が、知的財産法の第 151 条の第 1 項に規定する産業財産代理業務の範囲外の諸活動を行うために、産業財産代理としての名義を悪用した場合。
6. 本条の第 2 項の c、d、及び d に規定する剥奪、又は第 5 項の c、d、及び d に規定する名前の削除の場合、産業財産代理業務の開業資格認定証の再発行又は産業財産代理に関する国家登録簿における産業財産代理業務組織の再登録の検討は、剥奪又は名前の削除から 3 年間後に行われる。

第 6 章

産業財産活動の促進措置

第30条 産業財産活動のための人材育成及び養成

1. 科学技術省は、教育訓練省及び司法省と協調し、産業財産に関する教育、養成内容及びプログラムを詳細に規定する。
2. 司法省は、科学技術省と協調し、法曹に対して提供する産業財産に関する知識の内容及び教育プログラムを構築する。

3. 科学技術省は、関連省庁及び業界と協調し、産業財産に関する国家管理、審査、鑑定、違反処理、及び侵害処理の担当者の育成を図る。
4. 教育訓練省は、司法省及び科学技術省と協調し、教育機関での産業財産教育プログラムを構築し、実施する。

第31条 産業財産情報の確保

1. 産業財産情報システムは、ベトナムで保護される産業財産対象の全てに関連する情報、並びに検索（照会）、提供及び利用の促進のために適切かつ便利に分類され整理された外国の産業財産情報に関する目的別又は項目別の情報を含む。
2. 科学技術省は、国内外の産業財産情報に関し、産業財産情報データベースの構築及び管理を行い、産業財産情報の分類及び検索ツールを開発し、検索及び使用方法に関するガイドラインを提供する。また、十分かつ適時に正確な情報を提供し、産業財産権の確立、保護、研究、開発、及び経営を支援するため、情報利用のためのデータベースへのアクセスを確保する。
3. 既存発明の活用のための技術的ノウハウの検出又は試験応用の実施の場合を除き、発明に関する情報への参照が研究開発テーマ又は案件の作成段階になされず、また当該研究開発テーマ又は案件が既存の発明情報と同一である場合には、当該研究開発案件又はテーマは国家予算から費用を提供されない。

科学技術省は、検索の要請者が財政省の定める検索手数料を納付することを条件として、国家予算を使用する研究開発テーマ又は案件の形成、認可、及び検収をする機関、組織又は個人の要求に応じて、発明検索業務の提供を行う。

第32条 産業財産に関する費用及び価格の計算

1. 下記の目的のための諸費用は、企業の合理的費用とされる。
 - a) 発明、工業意匠、及び回路配置の創作のための支出、企業の標章または意匠文字(ロゴ)の見本設計のための支出。
 - b) 発明、工業意匠、回路配置、商標、又は地理的表示に対する権利の登録、維持、及び更新の手續の実施のための支出。外国でのその手續の実施のための支出を含む。
 - c) 営業秘密の保持、又は発明、工業意匠、回路配置、商標、もしくは地理的表示に対する権利保護の措置実施のための支出。
 - d) 創作者への報酬支出。
 - d) 発明、工業意匠、回路配置、商標、もしくは営業秘密の所有権又は使用权の購入のための支出。
2. 企業により形成、移転、又は譲渡される発明、工業意匠、回路配置、商標、商号、営業秘密及び有効な関連産業財産権は、当該企業の知的財産であり、総資産に計上される。
3. 財政省は、科学技術省と協調し、産業財産に関する費用の採算方法及び本条の第1項及び第2項に規定する知的財産価格判定方法のガイドラインを提供する。

第33条 国家の発明、工業意匠、回路配置の使用範囲拡大

1. 国家が所有する発明、工業意匠、又は回路配置について、保護証書の所有者の使用能力が社会の需要に対応できない場合には、その他の国家の組織は、保護証書の所有者に対し、下記の条件で、その発明、工業意匠、又は回路配置の使用权の譲渡を要請することができる。
 - a) 発明、工業意匠、又は回路配置の使用权は非独占的形態として譲渡され、かつその権利は他人に譲渡してはならない。

- b) 譲受人による発明、工業意匠、又は回路配置の使用範囲は、保護証書の所有者による当該発明、工業意匠、又は回路配置の当該所有者の能力の限度内における使用に影響を与えない範囲である。
 - c) 発明、工業意匠、又は回路配置が非営利目的のために使用される場合、発明、工業意匠、又は回路配置の使用権の譲受人が保護証書の所有者に支払う使用権譲渡価格は、類似の条件の下で、発明、工業意匠、又は回路配置の使用権を譲り受けるために国家以外の組織が支払う総額の 50% に相当する。
2. 本条の第 1 項に規定する国家の発明、工業意匠、又は回路配置の使用権譲渡は、保護証書の所有者が当該対象の使用権を国家以外の他の組織に譲渡する権利に影響を及ぼさないものとする。

第34条 社会的組織、社会・職業組織の産業財産活動展開の奨励

産業財産分野で事業を行う社会的組織及び社会・職業組織は、国家機関の事業を補完し、産業財産権の主体を支援するため、知的財産に関する相談及び批判の機能を果たすと共に、私的な社会サービスの諸活動を促進できるよう、有利な待遇を与えられる。

第35条 独創的活動奨励の諸措置

国家は、下記の諸措置で、技術の創造的諸活動を奨励し、後援する。

- 1. 技術創造のコンテストを後援する。
- 2. 独創的労働に対して、賞与を与え、その経験、創造方法、先駆的業績を普及させる。
- 3. 独創的成果に対する産業財産権の確立及び保護の活動を支援する。

施行条項

第36条 経過条項

- 1. 2006年1月1日より前に国家知的財産庁に出願した産業財産権の登録申請書は、1995年に採択された民法及びその施行細則の文書の規定に従い、引き続き処理される。
- 2. 2006年1月1日から2006年7月1日までに国家知的財産庁に出願した産業財産権の登録申請書は、1995年に採択された民法及びその施行細則の文書の規定に従い、引き続き処理される。ただし、
 - a) 発明の登録申請書は、実用新案特許の付与申請のために利用することができるが、その場合には、当該申請書は実用新案の登録申請書として処理される。
 - b) 地理的表示の登録申請書は、商品の原産地名称の登録申請書として処理される。
- 3. 2006年1月1日から2006年6月30日までの期間については、1995年に採択された民法及び2005年に採択された民法に従い発行された保護証書上の権利及び義務は、2005年に採択された民法、及び1995年に採択された民法の施行細則の文書の規定であって2005年に採択された民法の規定に反しないものに従い、効力を有する。
- 4. 本政令の発効日から1年間は、1995年に採択された民法、及び1995年に採択された民法の施行細則の文書の規定に従い、適法に産業財産代理業務を行う組織又は個人は、知的財産法の第154条及び第155条に規定する経営条件、開業条件に該当する組織及び個人と同じような事業の継続を認められる。

第37条 政令の効力

本政令は、官報掲載時から15日間後に発効する。

本政令に反する以前の諸規定は、廃止される。

第38条 施行細則の責任

1. 科学技術省大臣は、本政令の施行細則を行う。
2. 各大臣、省庁相当機関の最高責任者、政府直轄機関の最高責任者、及び中央直轄省・都市の人民委員会の会長は、本政令を施行する責任を負う。

宛先

- 共産党中央秘書委員会常務
- 首相、各副首相
- 各省、省に相当する機関、政府管轄機関
- 省および中央直轄市の人民委員会および人民評議会
- 共産党中央事務所、共産党の各部局
- 大統領事務所
- 民族評議会および国会の各委員会
- 国会事務所
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 各組織および団体の中央機関
- 政府事務所：担当大臣、各副担当者、政府のウェブサイト、実行委員会 112 号、政府首相の代表発言者、各局、各直属機関、公報
- 事務所用のファイル

政府代表
首相

Nguyen Tan Dung